

就活等セクハラ防止に関する方針

1. 基本方針

当社は、健全な職場環境の維持とハラスメント防止を基本姿勢としています。

今般、労働法令の改正に伴い、2026年10月より求職者、インターンシップ生等（以下「求職者等」）に対するセクシュアル・ハラスメント（以下「就活等セクハラ」）への対策が企業に義務付けられました。

公正な選考活動は徹底されるべきものであり、就活等セクハラは断じて許されるものではありません。

求職者等は、雇用関係にないことから当社の従業員に対して極めて弱い立場にあります。相手が拒否の意思を表明していないからといって、問題がないという判断は一切通用しません。

万が一、当社従業員による就活等セクハラ行為が確認された場合は、就業規則に基づき、懲戒処分を含む厳正な対処を講じます。

従業員の皆様は、別途定めるガイドライン（ルール）を遵守し、健全かつ公正な採用活動へのご協力をお願いいたします。

2. 当社の取組

当社は、就活等セクハラ防止に関し、次の取組を行います。なお、求職者等へのパワーハラスメントなど、就活等セクハラ以外のハラスメントについてもこれに準じた取組を行います。

- （１）ガイドラインの整備と関係者・求職者等への周知
- （２）相談窓口の設置と求職者への周知、相談窓口担当者の教育
- （３）事案発生時における事実関係の迅速かつ正確な確認
- （４）被害者に対する配慮、行為者への適正な措置、再発防止
- （５）相談者等のプライバシー保護
- （６）事実関係の確認等に協力した者への不利益取扱い防止
- （７）就活等セクハラに対する従業員の意識と理解の向上、研修実施
- （８）求職者等の関係者（大学のキャリアセンター等）からの情報提供があった際の連携と適切な対応
- （９）インターンシップ中における外部業者や顧客によるハラスメントなど、自社従業員以外から就活等セクハラに類する行為があった場合の適切な対応

2026年10月1日

株式会社ダイワ

代表取締役 安藤 弘一